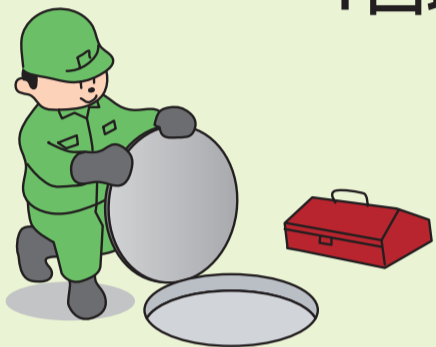


浄化槽の維持管理

3つのことを守りましょう

保守点検

4カ月に
1回以上



- ポンプ、モーター等の点検
- 消毒剤の点検、補充
- 汚泥の調査

清掃

年に1回以上



- 汚泥の引抜き
- 機械類の洗浄

安心

法定検査

11条検査：1年に1回

- 外観検査
- 水質検査
- 書類検査



※水質検査にBOD測定を導入
浄化槽からの放流水の汚れ具合を
数値でお知らせします



※使用開始後3～8カ月以内に受ける7条検査もあります